○金融庁告示第三十号

富士火災海上保険株式会社が、平成二十九年四月三十日付でＡＩＧ富士生命保険株式会社の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により富士火災海上保険株式会社に対する同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

金融庁長官　森　信親

○総務省告示第二百四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成二十九年度ホーク・中ＳＡＭ部隊実射訓練評価支援隊

二　国外派遣期間　平成二十九年八月十七日から平成二十九年十二月十九日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十四条の規定に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年八月十六日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準

1　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、次の各号（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下単に「承認地域経済牽引事業」という。）について、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（平成二十九年厚生労働省、経済産業省、財務省、農林水産省、国土交通省告示第一号）第一ト(5)に規定する評価委員会において先進的であると認められたこと。

ロ　承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第七条に規定する地区として政令で定めるものをいう。）であり、かつ、当該承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日（以下「計画承認日」という。）が、同法第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して三年を経過していないこと。

二　計画承認日以降五年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、零を上回り、かつ、過去五事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

三　承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に規定する減価償却資産（以下単に「減価償却資産」という。）の取得予定価額の合計額が二千万円以上であること。

四　対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、当該対象事業者の前年度における減価償却費の額の十分の一以上の額であること。

2　主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、法第十三条第一項に規定する代表者。以下同じ。）から法第二十四条に規定する確認に係る申請を受けた場合であって、対象事業が前項の基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、様式による確認書を交付するものとする。

様式（第２項関係）

年　月　日

殿

主務大臣　　名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく確認書

記

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づき、申請書に記載された以下の対象事業者が行う承認地域経済牽引事業が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものであることを確認した。

対象事業者の名称及び住所

○政治資金適正化委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年八月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五二七三	二九、七、一八	中川　雄介
五二七四	二九、七、一八	谷川　昭広
五二七五	二九、七、一八	城　伸行
五二七六	二九、七、一八	髙橋　正幸
五二七七	二九、七、一八	髙楯　直子
五二七八	二九、七、一八	柴田　祐二
五二七九	二九、七、一八	大谷　理
五二八〇	二九、七、一八	田渕　洋子
五二八一	二九、七、一八	林　朋寛
五二八二	二九、七、一八	笠原　彰朗
五二八三	二九、七、一八	吉本　英明
五二八四	二九、七、一八	中村　謙一
五二八五	二九、七、一八	友利　博明
五二八六	二九、七、一八	舛田　正

○法務省告示第三百八十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアクインズランド州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年八月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏名	クリストファー・デイビッド・アンドリュー・スポールディング
生年月日	千九百七十四年十一月三十日